

令和8年9月7日

浦添市立中央公民館 ご利用の手引き(利用可否のご案内)

中央公民館は、市民の学習・文化・地域活動を支える社会教育施設です。

どなたにも公平にご利用いただけるよう、法令と条例に基づいて利用の可否を判断しています。

1 ご利用いただける方

市内にお住まい・お勤め・在学の方、または市内に事務所のある法人・団体の方がご利用いただけます(条例第6条)。市外在住の方のご利用の際は料金が異なります。

2 利用の申込み

利用日の前月の初日から、公民館の窓口で「公民館利用許可申請書」を受け付けます(規則第7条)。使用料は利用日までにお納めください(条例第9条)。なお、お支払は窓口開設時間帯の平日 8:30 から 17:00 まで受け付けております。

3 利用をお断りする場合

次のいずれかに当たる場合に限り、お断りしています(条例第8条)。

- ・公の秩序を害し、善良な風俗を乱すおそれがあるとき
- ・暴力団等の利益になると認めるとき
- ・社会教育法第23条に触れるとき(下記4を参照)
- ・公民館の管理運営上、支障があると認めるとき(下記6を参照)
- ・その他、教育委員会が不適当と認めるとき

4 「社会教育法第 23 条」でお断りする内容

公民館は公共の施設のため、特定の立場に偏る利用はお断りしています。具体的には次の 3 つです。

分野	お断りする利用	ご利用いただける利用
営利	もっぱら営利を目的とする販売・営業・勧誘	実費・材料費程度を徴収する学習・文化活動
政治	特定の政党を支援する活動／特定候補者の応援・選挙運動	特定政党・候補者に偏らない、中立的な学習会・報告会
宗教	特定の宗教・宗派の布教・礼拝・勧誘	宗教を学問・文化・歴史として学ぶ講座

5 よくあるご質問

Q. 市議会議員は公民館を使えないのですか。

A. 議員の方も、内容が公平・中立であればご利用いただけます。お断りするのは「特定の政党を支援する活動」や「特定候補者の応援・選挙運動」に当たる場合に限られます。中立的な市政報告会・議会報告会・政策の学習会、そして公職選挙法第 161 条に定める選挙時の個人演説会はご利用いただけます。

Q. 政治や宗教をテーマにした勉強会はできますか。

A. できます。特定の政党・候補者を支援したり、特定の宗教を布教したりする内容でなければ、テーマとして扱うこと自体は問題ありません。

Q. 参加費をとる講座は営利に当たりますか。

A. 会場費・材料費・講師謝金などの実費程度であれば、営利には当たりません。利益を得ることが主目的の場合はお断りすることがあります。

Q. 個人の結婚式や私的なお祝いの会に使えますか。

A. 公民館は社会教育施設のため、純粋に私的な行事は目的になじみにくく、原則としてお断りしています。地域に開かれた行事(敬老会など)はご相談ください。

Q.使用料は無料になりますか。

A. 利用できることと使用料の減免は別の取扱いです。減免の対象は、市の主催・共催、市が認定する社会教育関係団体などに限られます(条例第10条)。それ以外は所定の使用料をお納めいただきます。

6 利用にあたってのお願い

- ・許可した場所以外での喫煙・飲食・火気の使用はご遠慮ください。
- ・許可なく物品の展示・販売等を行わないでください。
- ・ご利用後は原状に戻してください。
- ・定員を超えての利用が明らかに予想される催事はご遠慮ください。
- ・18歳以下のみでご利用される場合は、保護責任者の同意の下でお申し込みください。
- ・アルコールの提供、動物の同伴は施設の衛生管理上の観点からお断りいたします。
- ・防音設備がないため、大音量や振動を伴う利用は、他利用者等との兼ね合いによりお断りする場合がございます。

7 お問い合わせ

ご不明な点は、中央公民館窓口までお気軽にご相談ください。内容に応じて、ご利用いただける方法を一緒に検討いたします。